公益財団法人千葉県市町村振興協会市町村交付金交付規程

(平成24年 4月20日 規 程 第 1 1 号

改正 平成29年 2月 7日規程第1号 改正 令和 3年 9月13日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。) 定款第4条第1項第2号に基づき、この法人が千葉県内の指定都市を除く市町村(以下「市町村」という。) に交付する市町村交付金(以下「交付金」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の種類)

- 第2条 この法人が市町村に交付する交付金は、次のとおりとする。
 - (1) 新市町村振興宝くじに係る市町村交付金(以下「ハロウィンジャンボ市町村 交付金」という。)
 - (2) 市町村振興宝くじに係る市町村交付金(以下「サマージャンボ市町村交付金」という。)
 - (3)災害対策事業の財源に充てるために発売される宝くじに係る市町村交付金(以下「災害対策事業市町村交付金」という。)

(交付金の財源)

- 第3条 この法人が市町村に交付する交付金の財源は、次のとおりとする。
 - (1)ハロウィンジャンボ市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって、 千葉県がこの法人に交付する交付金を財源とする。
 - (2) サマージャンボ市町村交付金は、この法人の基金積立運用規程により積み立てた基金を取り崩し、財源とする。ただし、基金を取り崩すに当たっては、資金 状況を勘案し、理事会において決定する。
 - (3) 災害対策事業市町村交付金は、災害対策事業の財源に充てるために発売される宝くじの収益金をもって、千葉県がこの法人に交付する交付金を財源とする。

(市町村への配分基準)

- **第4条** 交付金の市町村への配分については、この法人が客観的な指標等により、 別に定める配分基準によって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が必要と認めたときは、理事会の決定により、 交付金の配分を行うことができる。

(交付金の対象事業)

第5条 交付金の対象となる事業は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第 32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(市町村の交付の手続き)

第6条 交付金の交付手続きについては、公益財団法人千葉県市町村振興協会市町 村交付金交付細則によるものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。